

iii) 基準省令第1条第1項各号の「2分の1を乗じて得た期間」の計算において、1か月に満たない端数を生じた場合は、1か月単位に切り上げて計算した期間とします。また、「2分の1を乗じて得た期間」が6か月を超える場合は、無契約期間が6か月未満のときに前後の有期労働契約が連続するものとして取り扱います。

すなわち、次の表の左欄に掲げる有期労働契約の契約期間(ii)に該当する場合は通算後の期間)の区分に応じ、無契約期間がそれぞれ同表の右欄に掲げる長さのものであるときは、当該無契約期間の前後の有期労働契約が連続すると認められるものとなります。

有期労働契約の契約期間 (ii)に該当する場合は通算した期間)	無契約期間
2か月以下	1か月未満
2か月超～4か月以下	2か月未満
4か月超～6か月以下	3か月未満
6か月超～8か月以下	4か月未満
8か月超～10か月以下	5か月未満
10か月超～	6か月未満

※ i)からiii)までの説明を図示すると、●ページのとおりです。

⑬ 基準省令第1条第2項は、同条第1項で定める基準に該当し無契約期間の前後の有期労働契約を通算する際に、1か月に満たない端数がある場合には、30日をもって1か月とすることを規定したものです。

また、1か月の計算は、暦に従い、契約期間の初日から起算し、翌月の応当日の前日をもって1か月とします。具体例を示すと次のとおりです。

前の契約 平成25年4月5日～同年7月15日(3か月+11日)

次の契約 平成25年8月3日～同年10月1日(1か月+29日)の場合
(3か月+11日)+(1か月+29日)

=4か月+40日

=5か月+10日 として、⑫ iii)の表に当てはめ、無契約期間が3か月未満であるときは前後の有期労働契約が連続すると認められます。

なお、法第18条第1項の通算契約期間の計算においても、これと同様に計算すべきものと解されません。

⑭ 基準省令第2条は、法第18条第2項の「2分の1を乗じて得た期間を基礎として厚生労働省令で定める期間」を規定したものです。

具体的には、⑫ iii)と同様、1か月に満たない端数を生じた場合は、1か月単位に切り上げて計算した期間とします。すなわち、次の表の左欄に掲げる有期労働契約の契約期間の区分に応じ、空白期間がそれぞれ同表の右欄に掲げる長さのものであるときは、当該空白期間前に満了した有期労働契約の契約期間は、通算契約期間に算入しない(クーリングされる)こととなります。

有期労働契約の契約期間	空白期間
2か月以下	1か月以上
2か月超～4か月以下	2か月以上
4か月超～6か月以下	3か月以上
6か月超～8か月以下	4か月以上
8か月超～10か月以下	5か月以上
10か月超～1年未満	6か月以上